

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

平成19年4月2日

近畿地方整備局

奈良国道事務所長 村田 重雄

次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は奈良国道事務所が発注する工事等の入札契約手続きを適正に行うための技術支援として、総合評価委員会への各種説明資料の作成や評価内容の妥当性の検討、技術提案履行状況の確認等を行うものであり、業務の履行に当たっては各種の入札手続きや入札契約制度、技術提案に関する専門的な技術が必要である。

また、入札契約の前提条件となる発注工事情報等内部情報を含んでおり、その取り扱いには厳格な守秘が要求され、さらには特定の者と関係を持たない公平、中立な立場が必要となることから、(社)近畿建設協会(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度奈良国道事務所発注工事技術支援業務

(2) 業務内容 奈良国道事務所が発注する工事等の公表、入札契約、施工、完成までの総合評価等に係わる技術的な支援と成績管理

(3) 履行期限 平成20年3月31日

3. 業務目的

奈良国道事務所が発注する工事等の総合評価委員会への各種説明資料の作成や評価内容の妥当性の検討、技術提案履行状況の確認等に関する技術的な支援。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は以下の通りとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

工事等における入札契約手続きの技術支援を行うことから、各種の入札手続きや入札契約制度、技術提案に関する専門的な技術が必要であり、各種技術基準や、工事に関する専門的知識、高度な行政経験を有し発注者の立場としての手続きに熟知していること。

また、国の設計に関する基準書等のとりまとめを行うことのできる技術力を有し、取りまとめの実績があること。

3) 中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業及び建設コンサルタント等との資本・人的関係がなく、中立性・公平性が確保できること。

4) 守秘性に関する要件

- ① 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
- ② 守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

5) 業務執行体制に関する要件

奈良国道事務所管内に本・支社(店)または営業所があること。

6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・ 同種業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局（但し、港湾空港部を除く）が発注した技術審査資料作成業務
- ・ 類似業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した技術審査資料作成業務

7) その他近畿地方整備局長が必要と認めた要件

災害時に本業務に関連する緊急的な業務に対し、迅速かつ確実に応援態勢がとれること。

(2) 配置予定技術者に対する資格要件及び業務実績等は以下のとおりとする。

1) 配置予定管理技術者

① 資格要件

配置予定管理技術者は以下のいずれかの資格保有者であること。

- ア) 1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
- イ) 技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
- ウ) 国土交通省又は地方公共団体において管理職の職階にあった者で技術士（建設部門）の資格、又は1級土木施工管理技士の資格を取得している者。
- エ) 国土交通省又は地方公共団体において管理・指導の職にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。
- オ) 国土交通大臣が技術士（建設部門）の資格と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者。

② 同種類業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・ 同種業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局（但し、港湾空港部を除く）が発注した技術審査資料作成業務
- ・ 類似業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した技術審査資料作成業務
- ・ 手持ち業務量
 全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。
- ・ 恒常的な雇用関係
 配置予定管理技術者については、参加意思表示する法人と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「恒常的な雇用関係」とは参加意思確認書の提出日において3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

2) 配置予定担当者

・ 資格要件

配置予定担当技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 2級土木施工管理技士の資格を有する者。

イ) 発注者が上記と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認めた者。

5. 手続等

1) 担当部局

〒630-8115 奈良県奈良市大宮町3-5-11

国土交通省近畿地方整備局 奈良国道事務所 経理課

TEL: 0742-33-1391 FAX: 0742-34-1713

2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年4月3日（火）から平成19年4月20日（金）まで

（土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時30分から16時30分まで）

1) に同じ。手渡しとする。

3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成19年4月23日（月）15時00分まで

1) に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

2) 関連情報を入手するための照会窓口は5. 1) に同じ。

3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限は平成19年5月2日（水）15時00分

4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に当該資格の認定を受けていなければならない。

5) 詳細は説明書による。